

## 綾瀬市手話通訳者設置及び派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者の社会生活上円滑な意思の疎通を図るために手話通訳者（以下「通訳者」という。）を設置及び派遣し、聴覚障害者の意思伝達の仲介業務を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

### (通訳者の登録)

第2条 通訳者は、次の各号に該当する者とし、手話通訳者登録申請書（第1号様式）により申請したもののうちから市長が選任する。

- (1) 手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験の合格者）又は神奈川県が認定した手話通訳者
- (2) 前号に規定する者と同等と認められる者

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、結果を手話通訳者登録決定通知書（第2号様式）により通知し、通訳者は、手話通訳者登録簿（第3号様式）に登録するものとする。

### (設置)

第3条 市長は、聴覚障害者の相談、届出等の手続の円滑化のために、福祉事務所内に前条第1項各号に該当する者のうちから通訳者を設置するものとする。

2 前項の規定により設置される通訳者の勤務日及び勤務時間については、次に定めるところによる。

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日まで（綾瀬市の休日を定める条例（平成元年綾瀬市条例第5号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）
- (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時までの範囲内で、1日につき7時間45分

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、勤務日若しくは勤務時間又はその両方を臨時に変更することができる。

### (派遣対象等)

第4条 通訳者の派遣対象者（以下「対象者」という。）は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚障害者で、身体障害者手

帳の交付を受けた者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公的機関等に行く場合
- (2) 医療機関に行く場合
- (3) 公的機関等の主催又は後援する講習会、研修会及び会議に出席する場合
- (4) その他日常生活上又は社会活動参加上において、通訳者の派遣が適当と認められる場合

2 市長は、市が主催する講演会、研修会等において、手話通訳を行う必要があると認められる場合は、通訳者を配置するものとする。

(派遣の地域及び時間並びに回数)

第5条 通訳者を派遣できる地域は原則として神奈川県内とする。

2 手話通訳者の派遣の対象となる時間は原則として午前8時から午後9時までとし、派遣の利用は1日2回を限度とする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りでない。なお、4時間を超える利用については、2回の利用とみなす。

(派遣申請)

第6条 通訳者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用する日の閉庁日を含まない7日前までに手話通訳者派遣申請書（第4号様式）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りでない。

(派遣決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、派遣についての要否を決定し、必要と認めた者に通訳者を派遣するものとする。

2 市長は、前項の決定について、手話通訳者派遣決定通知書（第5号様式）により申請者に通知し、かつ、手話通訳者派遣依頼書（第6号様式）により通訳者に依頼するものとする。

(実績報告)

第8条 通訳者は、派遣実施月の翌月5日までに手話通訳者実施事業報告書（第7号様式）により、市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第9条 通訳者の利用は無料とする。ただし、手話通訳業務を行う際に必要となる通訳者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(給与及び謝礼等)

第10条 第3条の規定により設置される通訳者に対し支払う給与は、綾瀬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年綾瀬市規則第9号）に定めるところによる。

2 市長は、第7条の規定により派遣される通訳者に対し、別表に定める基準により月ごとに謝礼等を支払うものとする。

3 前項の謝礼等は、第8条に規定する実績報告に基づき支払うものとする。

（秘密保持義務）

第11条 通訳業務に従事する者は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。その業務を退いた後においても同様とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか手話通訳の設置及び派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙はなお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙はなお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

項目	内容	金額
設置	7.75時間	綾瀬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則による
派遣等	2時間以内	2,300円
	2時間を超え 4時間以内	4,600円
	4時間を超える1時間ごと	1,150円を加算する
	交通費 (派遣1回につき)	派遣場所が市内の場合は、500円 派遣場所が市外の場合は、1,000円

備考

- 1 派遣時間は拘束時間（自宅を出てから帰宅するまでの時間を含む）とする。
- 2 1回の派遣時間は、8時間を限度とする。
- 3 市が主催する講演会等へ手話通訳者を配置した場合は、派遣等の金額とする。

第1号様式（第2条関係）

手話通訳者登録申請書			
年 月 日			
(宛先) 綾瀬市長			
住 所 氏 名 電話番号 ( )			
綾瀬市手話通訳者設置及び派遣事業実施要綱第2条に基づき、次のとおり登録申請をします。			
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
職 業	連絡先	電話 ( )	—
		FAX ( )	—
履 歴 資格等	(受講講習名等)		
※ 審査欄			
審 査	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない (理由 )		
登録番号			

※ 太枠内のみ記入してください。

※ 太枠内のみ記入してください。

第2号様式（第2条関係）

綾瀬市手話通訳者登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました標記のことについて審査した結果、  
次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない		
登録番号		登録年月日	
登 録 者	氏名		
	住所		
	連絡先	電話（ ） － FAX（ ） －	
登録しない 理由			
備考			



第4号様式（第6条関係）

手話通訳者派遣申請書		
年 月 日		
(宛先)綾瀬市長		
申請者 住所 綾瀬市 氏名		
綾瀬市手話通訳者設置及び派遣事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。		
申請者	氏 名	
	住 所	綾瀬市 電話・FAX ( )
	身体障害者 手 帳	第 号 級 (障害名 )
派遣 内 容	実 施 日	
	実施時間	
	場 所	
	内 容	
	手話通訳者	

※ 決定欄

決 定	<input type="checkbox"/> 派遣する <input type="checkbox"/> 派遣しない		
手話通訳者		登録番号	

※太枠内のみ記入してください。

第5号様式（第7条関係）

手話通訳者派遣決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市手話通訳者設置及び派遣事業実施要綱第7条に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 派遣する	<input type="checkbox"/> 派遣しない
実施日	年	月 日
実施時間	時	分から 時 分まで
場 所		
内 容		
手 話 通 訳 者	氏 名	電話 ( ) — FAX ( ) —
派遣しない 理 由		

※ 派遣にあたって事前に手話通訳者と連絡調整を行ってください。

通訳業務で必要となる通訳者の入場料、参加料などの費用は申請者の負担となります。

第6号様式（第7条関係）

手話通訳者派遣依頼書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市手話通訳者設置及び派遣事業実施要綱第7条に基づき、次のとおり依頼します。

実施日	年 月 日
実施時間	時 分から 時 分まで
場 所	
内 容	
申 請 者	氏 名 電話（ ） —
	住 所 FAX（ ） —
備 考	

※ 通訳業務で必要となる通訳者の入場料、参加料などの費用は申請者の負担となります。

業務完了の翌月5日までに手話通訳者実施事業報告書を提出してください。

第7号様式（第8条関係）

手話通訳者実施事業報告書		
		年 月 日
(宛先) 綾瀬市長		
住 所 氏 名 連 絡 先 登 録 番 号		
綾瀬市手話通訳者設置及び派遣事業実施要綱第8条に基づき、次のとおり報告します。		
申請者氏名	実 施 日 時	場 所
実施内容を具体的にご記入ください		